

地域学習実施される。

中学校では、本年度、各地域の方をお招きして、お話を伺ったり竹細工の指導をしていただいたりする地域学習を実施しています。

11月20日(土)に行った地域学習では、進路指導の一環として駐在所の中野さんをお招きして、警察官の職務・警察官になって苦労したこと・警察官としての使命などについてお話をしていただきました。そして、恐らく島には初めてと思われるパトカーを運んでいただいたことで、生徒達はとても喜んでいました。

終わった後、「今まで知らなかった警察のことがわかりました」、「もしなるんだったら、私も島のお巡りさんになりたいと思いました」などの感想を生徒達が寄せてくれて、有意義な一日となりました。

大津島中教諭 松田敏明



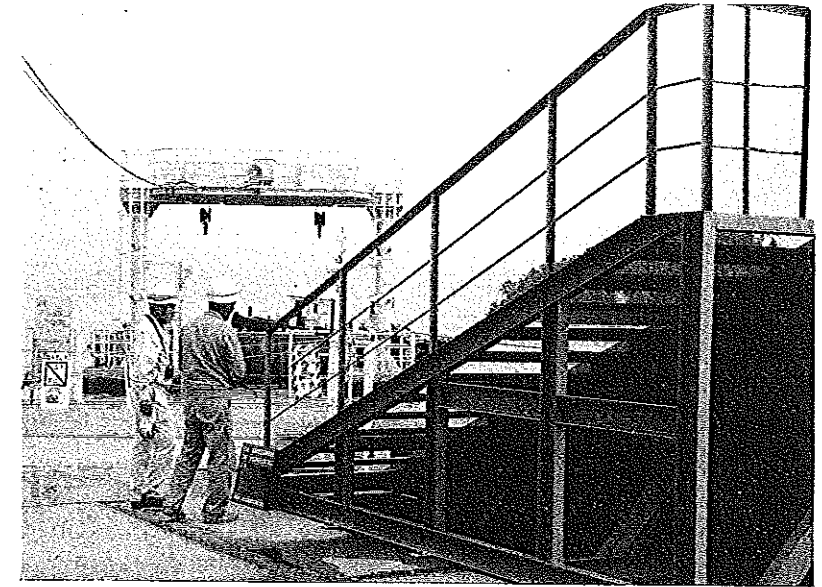
市道の通行にご注意を！

台風18号により決壊(崩落)し、通行止めとなっていた市道本浦馬島線の赤石・細折・天浦小浦の三箇所の仮設道路工事が完了、11月14日(日)に開通しておりますが、なにぶん緊急対策のためまだまだ不備の点があります、安全等に十分注意の上事故の無いように通行下さい。

その外、市道本浦近江線の大泊・黒磯の二箇所で市道が損壊を受け通行出来る部分が狭くなっておりますので安全等に十分注意の上事故の無いように通行下さい。

瀬戸浜港の浮き棧橋渡橋修理

平成11年11月19日～平成12年2月16日、大津島瀬戸浜港の浮き棧橋渡橋の修理が行われます。修理の為棧橋渡橋が取り外されておりますので、大津島巡航船からの乗降は仮設の階段を利用して行うこととなります。足元などに十分ご注意ください。



☆道路交通法が改正され走行中の携帯電話等の使用等が禁止されました。

平成11年11月1日施行…道路交通法第71条第5号の5関係
自動車または原動機付自転車を運転する(停止状態のときを除く)ときは

…1. 携帯電話等を通話のために使用しないこと

※携帯電話等とは、携帯電話・自動車電話トランシーバー型のパーソナル無線機等で手で保持しなければ送受信出来ない装置に限られます。

但し、ハンズフリー装置を併用して携帯電話等を使用する場合や傷病者の救護又は公共の安全の維持のため走行中にやむを得ず使用する場合は適用除外されます。

…2. 車載のカーナビゲーション装置等に表示された画像を注視しないこと

※カーナビゲーション装置等とは、カーナビゲーション装置・カーテレビ等

但し、画像を表示するバックモニターや液晶表示の速度計等を見る場合は適用除外されます。

罰則等…1と2の規定の違反行為自体には罰則や違反点数はありませんが、この違反によって事故を起こしたり、事故を誘発するなどして道路における交通の危険を生じさせた場合は、罰則等が科せられます。